

Go To トラベル事業における東京都の対象追加や地域共通クーポン制度の開始、修学旅行等に活用するにあたっての留意事項などについて周知するものです。

事務連絡
令和2年9月25日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
国土交通省観光庁参事官（旅行振興）

修学旅行等における Go To トラベル事業の活用等について

「現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び Go To トラベル事業の活用について」（令和2年7月28日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・国土交通省観光庁参事官（旅行振興）事務連絡）において、東京都が目的地となっている旅行と東京都に居住する方の旅行については、当面、Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）の対象外とする（割引支援を行わない）旨御連絡したところですが、この度、10月1日より開始する旅行から、他の道府県と同じ取扱いとするとともに、地域共通クーポン制度を開始することといたしましたので下記1のとおりお知らせします。

また、修学旅行等の実施にあたっては、下記2の情報なども参考にしてください。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 本事業の今後の取扱いについて

(1) 東京都発着の旅行について

本事業の開始時（7月22日）より支援の対象外としていた、東京都を目的地とした旅行と東京都に居住する方の旅行について、現下の感染状況等に鑑み、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室とも調整し、修学旅行等について、以下のような取扱いといたします。

①東京都が目的地となっている旅行について、東京都内の旅行も含めて、10月1日以降に開始する旅行から、本事業の対象とする。

②東京都内に所在する学校が実施する旅行についても、同様に、10月1日以降に開始する旅行から、本事業の対象とする。

なお、上記に該当する場合の本事業の取扱いについては、各旅行業者等と御相談いただくようお願いいたします。

仮に今後、感染状況の著しい拡大があるなどの動きが出てきた場合には、政府全体の方針に基づき、東京都の追加を延期するかどうか、あるいは、事業開始後に対象外とするかの判断を改めて行うことといたします。このような取扱いについては、今後は、東京都を含めた全ての都道府県についても同様としたいと考えています。また、感染の状況等に応じて、対象地域の変更があり得るといった一定のリスクが伴うことについて、改めて御理解をいただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、Go To トラベル事務局公式サイトに掲載されていますので、御参照くださいますようお願いいたします。

(2) 地域共通クーポン制度の開始について

①概要

10月1日以降に開始する旅行から、地域共通クーポンの利用が可能となります。概要は以下のとおりですので、Go To トラベル事務局公式サイトとあわせて御確認ください。

- ・旅行代金の15%相当額の地域共通クーポンが、旅行業者等を通して配布される。(例えば宿泊を伴う旅行における旅行代金全体が4万円とすると、6,000円の地域共通クーポンが配布される。)
- ・宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地)の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県において、旅行期間中に限って使用可能。
- ・1枚1,000円単位で発行される。お釣りを受け取ることはできない。
- ・事前登録された取扱店舗(土産物店、飲食店のほか、観光施設等)のみで使用することができる。なお、取扱店舗については、店頭など見えやすい場所にステッカー・ポスターが掲示されるほか、リストがGo To トラベル事務局公式サイトに掲載される予定。

②利用にあたっての留意事項について

地域共通クーポンの利用については、事前に保護者や各旅行業者等と十分御相談いただくようお願いいたします。以下の点に御留意ください。

- ・地域共通クーポンを児童生徒に交付する場合は、児童生徒にとって比較的高額となると考えられることや、使用方法や用途に制約が多いため、児童生徒に対し、使用方法や注意事項等に関する事前指導を充実させる必要が

ある。事前指導の例として、学級活動やホームルーム活動において、地域共通クーポンやお小遣いを効果的に使う上でのルールを児童生徒自らが話し合い、決めること等が考えられる。

- ・保護者や児童生徒との合意をもとに、全額あるいは一定の割合の地域共通クーポンを学校が預かり、全員共通のお土産、記念品等の購入や体験活動等の費用を学校が代わって支払うことも一つの方法として考えられる。
- ・修学旅行等においては、地域共通クーポンの給付額の範囲内であれば、学校と保護者が合意の上、旅行業者等と調整し、給付額を任意に定めることができるため、地域共通クーポンを受領しない、または当初より減じた額を受領することも可能。 (Go To トラベル事業 Q&A 集参照※9月18日時点 Q220)

(3) 本事業の最新情報について

本事業に関する概要やFAQ等は、Go To トラベル事務局公式サイトに掲載されていますので、御参照くださいますようお願いいたします。

【Go To トラベル事務局公式サイト】

▼旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp>

▼事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

2. 修学旅行等に関する参考情報について

修学旅行等の実施については、それぞれの実情を踏まえて、各学校や教育委員会等の学校設置者において適切に判断いただいているところですが、計画・実施にあたっては、以下のホームページに、各交通機関や受入れ自治体の取り組み等が掲載されていますので、これらも参考にしてください。

▼公益財団法人日本修学旅行協会

<https://jstb.or.jp/>

▼公益財団法人全国修学旅行研究協会

<http://shugakuryoko.com/index.html>

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線 2389）

<Go To トラベル事業に関する相談窓口>

電話①：0570-017345

電話②：03-6747-3986

（受付時間：10時～19時 ※年中無休）